

## 人権の花運動終了式

11月16日、南阿蘇西小学校(奴留湯雅士校長)で、「人権の花」運動終了式が同小学校体育館で行われました。

校長先生の話の後、児童代表の高橋祐紀君(6年生)が、「『人権の花』運動を経験して、これからももっと思いやりの心を広げていきたい」と感想を述べ、「OMOY-YARのうた」を全員で合唱しました。昨年5月の伝達式で受け取ったマリーゴールドやホウセンカなどの種子は、児童たちが協力して育て、採取した種を仮設団地や最寄りの施設などにメッセージを添えて配布しました。

種子の一部は、次年度の阿蘇地区の実施校である小国小学校に引き継がれる予定です。



感想を述べる高橋祐紀君

## 農業委員会からのお知らせ

### 農業委員会では、12月～1月

を「農地等利用最適化推進強化月間」として、農地の集積や遊休農地の解消に取り組みます。年末年始を控え、ご家族で将来の我が家の農業や農地の利用方法などについて話し合ってみませんか？ 農地を貸したい人、借りたい人は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または、農業委員会事務局(農政課)までお知らせください。

### ■スローガン

「未来につながる農地のリレーを実現しよう」



### 〈問い合わせ〉

農業委員会事務局

(農政課内)

Tel(67) 2707

## 「南阿蘇農業振興整備計画」の全体見直しに伴う農家意向調査について

村では、平成30年度に「南阿蘇農業振興地域整備計画」の全体見直しを行います。

この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて農業の健全な発展、農地の合理的な利用に役立てるための基本計画となるもので、見直しにあたっては、村の上位計画の総合計画などと整合性を図り、農家意向調査を実施して、農業者をはじめ、関係機関との協議調整を行い、おおむね5年に一度見直すものです。

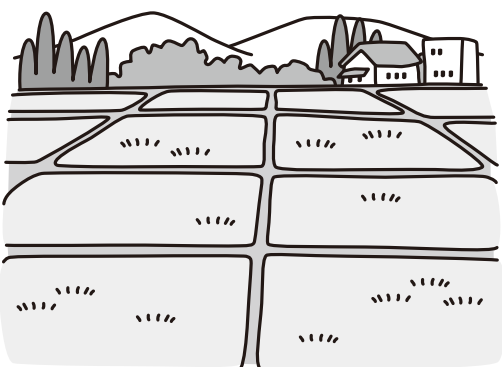
### ■今回本村の全体見直し(原則として)

- ①今後の農業経営上農用地区域に含めるべき農地の編入
  - ②山林・原野化していることによる農用地区域からの除外
  - ③集落に介在するなど一体的な農地利用が困難な農地などの除外
- のほか、公共施設、道路などの建設に伴う農用地からの除外を主に行い、農用地の現状および今後の利用計画に沿った農用地利用計画の作成を行います。

住宅、事業用地など、具体的な利用計画を有する農用地区域からの除外については、通常行っている個別見直し(平成30年度は5月受付のみ)による除外となります。

### 今回の「農業振興地域整備計画」の全体見直し着手前に農用地区域への編入・除外についての「農家意向調査」を実施します。農用地区域内の農地転用を計画している人、農用地区域への編入を希望している人は、1月31日(水)までに農政課までご相談ください。

※「とりあえず除外しておきたい」、「耕作しないので除外したい」などの受付はできません。また、「中山間地域等直接支払交付金対象」農用地は除外対象になりませんのでご注意ください。



### 〈問い合わせ〉

農政課 農政係

Tel(67) 2706